

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

1月号 Vol. 83

今月の SMILE

新しく立ち上がり、生まれたものが成長する！



皆さん、明けましておめでとうございます！本年もマインドを宜しくお願い申し上げます！

中国では、1月1日から3日までお休みで、今日4日から正常通りの出社となります。みなさま、この3連休はいかがでしたでしょうか？

昨年11月25日に上海市の人民代表大会常務委員会第37回会議で、「上海市の人口と計画生育条例を改定することについての決定」が採択されました。この決定の主なポイントは、上海市が「3人子政策」の実施するために、①夫婦は3人まで子供を産むことができる、②その認定状況を簡略化する、③再婚夫婦に対しても、その前に出産した子供を合併計算をしない、④同時に出産休暇を30日間から60日間に延長する、となります。

背景には、中国の出生率が2020年の時点で女性1人あたり1.3人までになり、世界最大の人口数を誇る中国にとって、人口減少の兆しは見過ごすことができないからだと思います。

ただ一方では、これから出産を考える若者たちが、子どもをもつことに冷めているように見受けられます。その理由としては、①中国の都市部の不動産価格は、この20年であげすぎて上昇し、勤労者家族年収の50倍以上(一般的には、マンションなどの住宅価格は勤労者家族の年収の6倍以内が適正といわれている)に跳ね上がっており、買いたくても買えない状況にあること、②子どもを一人育てるだけでも莫大な費用(地域によっては、日本円で450万円(一般市民の年収の約7倍)から1,300万円といわれている)がかかること、がまず挙げられます。

※上記①については恒大集団の債務問題、②については民間の塾の廃止などのように、実際に社会現象となって現れています。

そしてもう1つの要因は、子供を産む余裕のある中国の若者でさえ、彼らが新しいライフスタイルを楽しむことを優先していることです。ネット上で、こんな彼らの意見があがっていました。「私たちの世代にとって、子供は必要ありません。今、私たちは、何も負担なしで生きることができています。私たちの時間的及び経済的資源を、私たち自身の生活に投資したいのです。」…なかなか考えさせられますね。

2022年の干支である壬寅(みずのえ・とら)には、「新しく立ち上がること」や「生まれたものが成長すること」といった縁起のよさを表しています。2022年を期待しましょう！とここまで書いていたら今年の12月29日に一次性賞与の延長のニュースがありました！

今年一年も弊誌スマイルと宜しくお付き合いください！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！

昨年 1-11 月の輸出入額が一昨年全体を超える—中国

税関がまとめた統計によると、2021 年 1-11 月には、中国の輸出入額が前年同期比 22%増、2019 年同期比 24%増の 35 兆 3,900 億元に上った。このうち輸出は前年同期比 21.8%増、19 年同期比 25.8%増の 19 兆 5,800 億元、輸入は前年同期比 22.2%増、19 年同期比 21.8%増の 15 兆 8,100 億元。輸出から輸入を差し引いた貿易収支は 3 兆 7,700 億元の黒字となり、黒字額は前年同期比 20.1%増加した。

米ドル建てで計算すると同期の輸出入総額は前年同期比 31.3%増、19 年同期比 31.9%増の 5 兆 4,700 億ドルだった。

税関総署統計分析司の李魁文(リー・クイウェン) 司長は、「2021 年 1-11 月の中国対外貿易輸出入総額はすでに昨年全体の規模を上回り、対外貿易の量の安定と質の向上のための土台が引き続き突き固められている」と述べた。

同期には中国の一般貿易の輸出入が増加し、比率が上昇し、対外貿易構造の最適化が続いた。ASEAN、欧州連合(EU)、米国などの主要貿易パートナーとの輸出入はいずれも 2 けたの増加を達成。民間企業の輸出入の増加率が最も高く、比率も上昇した。

同期には、一般貿易の輸出入額が前年同期比 25.2%増の 21 兆 8,100 億元に上り、対外貿易全体の 61.6%を占め、比率は同 1.6 ポイント上昇した。加工貿易の輸出入額は同 11%増の 7 兆 6,400 億元で対外貿易の 21.6%を占めた。また保税物流方式による輸出入は同 28.5%増の 4 兆 4,400 億元だった。

ASEAN は中国にとって 1 番目の貿易パートナーで、貿易額は同 20.6%増の 5 兆 1,100 億元に達した。2 番目は EU で貿易額は同 20%増の 4 兆 8,400 億元だった。

民間企業の輸出入額は同 27.8%増の 17 兆 1,500 億元となり、対外貿易の 48.5%を占め、比率は同 2.2 ポイント上昇した。

同期には電気機械製品と労働集約型製品の輸出がいずれも増加した。電気機械製品の輸出額は同 21.2%増の 11 兆 5,500 億元、労働集約型製品の輸出額は同 10.2%増の 3 兆 5,600 億元だった。

中国PPI、11 月は前年比+12.9%に鈍化 商品価格抑制策が奏功

国家統計局が昨年12月9日に発表した11月の中国生産者物価指数(PPI)は前年比12.9%上昇となり、10月の13.5%上昇から伸びが鈍化した。政府による商品価格高騰の抑制策が奏功したほか、電力不足の緩和も価格鈍化につながった。

PPIは5月以降、商品価格の急騰を背景に伸びが加速し、10月は26年ぶりの高い伸びを記録。企業は最終製品価格に転嫁するよう迫られた。

ただ、当局はこの数カ月で価格抑制に向けた措置を相次いで打ち出し、石炭の価格目標設定や増産要請などが功を奏して今冬に見込まれていた電力不足が緩和した。

キャピタル・エコノミクスの中担シニアエコノミスト、ジュリアン・エバンス・プリチャード氏はレポートで「食品を除けば、価格上昇圧力は重工業をはじめ、全般的に和らいでいる」と指摘。「このため、インフレ懸念は中国人民銀行が政策金利引き下げを含む追加緩和策を決める際の妨げにはならないだろう」とした。

人民銀(中央銀行)は6日、減速する景気の押し上げに向け、2021年2回目の預金準備率引き下げを発表している。統計局の高官、董莉娟氏は発表文で、急騰するエネルギーおよび原材料価格の抑制に向けた政府の政策が効果を表していると説明した。

しかし、PPIの内訳をみると、石炭の採掘・選炭価格は前年比88.8%上昇、石油・ガス抽出も68.5%上昇しており、生産者物価は依然、異例の高い伸びが続いている。

コメルツバンクの新興市場担当シニアエコノミスト、チョウ・ハオ氏はPPIはピークを付けた可能性が高いが、どのようなペースで鈍化するかについては不確実性が高いと指摘した。

一方、11月の消費者物価指数(CPI)は前年比2.3%上昇し、10月の1.5%上昇から伸びが加速した。市場予想の2.5%上昇よりは下回った。

新型コロナウイルス対策の厳しい行動制限が消費の阻害要因となっているため、CPIは緩やかな伸びにとどまっており、最終製品への価格転嫁があまり進んでいないことが示された。

詳細については、次表をご覧ください。

2021年11月份的居民消费价格（CPI）变动情况

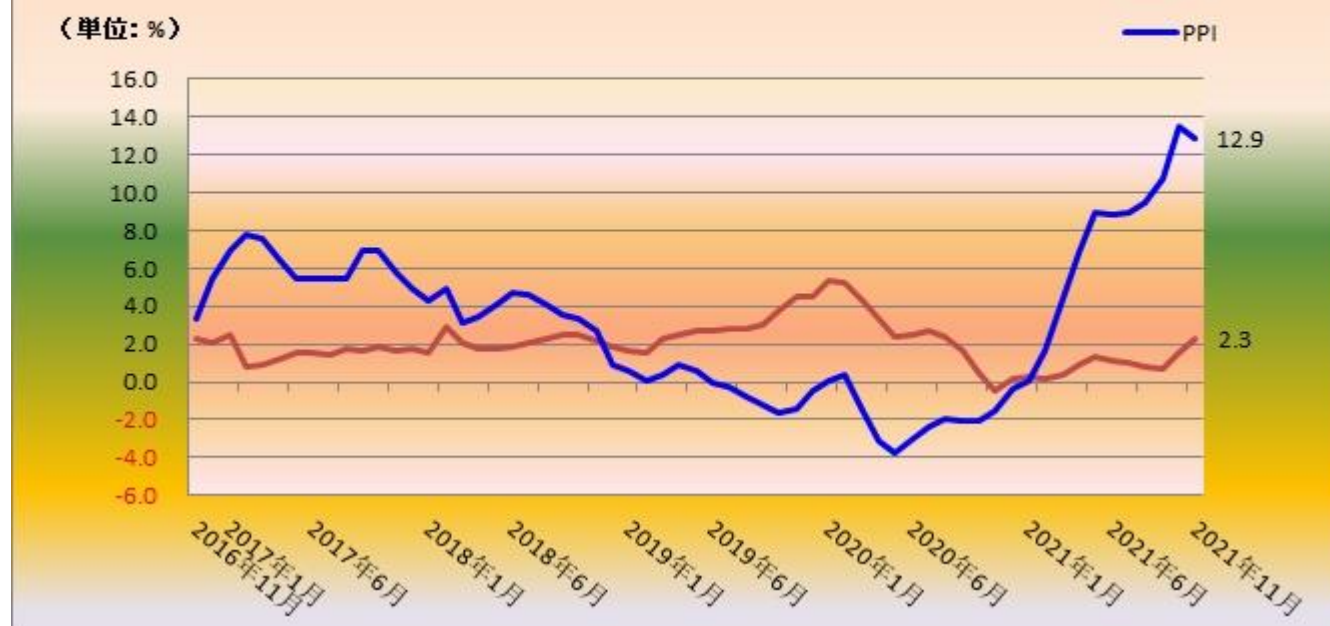
（2021年11月消費者物価指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	11月		1～11月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	0.4	2.3	0.9
其中：城市	その内、都市部	0.3	2.4	0.9
农村	農村部	0.6	2.2	0.6
其中：食品	その内、食品	2.4	1.6	-1.4
非食品	非食品	0	2.5	1.4
其中：消费品	その内、消费品	0.9	2.9	0.9
服务	サービス	-0.3	1.5	0.9
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含まない	-0.2	1.2	0.8
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	1.6	1.7	-0.3
粮 食	糧食	0.7	1.5	1.1
食用油	油脂	1	7.2	7
鲜 菜		6.8	30.6	5.1
畜肉类	畜の肉類	5.2	-19.7	-16.8
其中：猪肉	その内、豚肉	12.2	-32.7	-29.8
牛肉	牛肉	0.4	1.4	3.2
羊肉	羊肉	-0.1	2.4	5.8
水产品	水産品	-1.7	8.5	9.6
蛋 类	卵	3	17.6	10.6
奶 类	ミルク類	0.3	1.2	1.8
鲜 果	新鮮フルーツ	4.3	4.1	2.7
烟 草	タバコ	0.2	1.6	1.2
酒 类	酒	0.4	2.3	2.1
二、衣着	三、衣類	0.3	0.5	0.2
服 装	服装	0.4	0.7	0.4
鞋 类	靴	-0.1	-0.2	-0.2
三、居住	八、居住	0	1.7	0.8
住房租金	住宅家賃	-0.2	0.8	0.4
水、电、燃料	水、電気、燃料	0.2	4.4	1.7
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	-0.4	0.5	0.3
家用器具	家電機器	-0.3	1.7	0.7
家庭服务	家庭サービス	0.2	3.1	2.6
五、交通和通信	五、交通と通信	0.3	7.6	4.1
交通工具	交通機関	0.2	1.1	-0.6
交通工具用燃料	交通工具用燃料	3	35.7	16.6
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0.1	1.6	1.5
通信工具	通信ツール	-1.7	-3.9	4.2
通信服务	通信サービス	0.1	-0.2	-0.3
邮递服务	郵便サービス	0	0.1	-0.1
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	-0.5	3	1.8
教育服务	教育サービス	0	2.8	2.1
旅 游	旅行	-3.5	6.6	0.8
七、医疗保健	五、医療保健	0	0.6	0.4
中 药	漢方薬	0.2	1.9	1.6
西 药	西洋薬	-0.4	-1	-1.2
医疗服务	医療サービス	0.1	1	0.8
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	-0.5	-0.6	-1.4

2021年11月工业生产者价格(PPI)主要数据
(2021年11月生产者物価指数「PPI」変動情况)

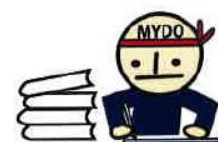
(中国語)	(和訳)	11月		1~11月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	0	12.9	7.9
生产资料	生産手段	-0.1	17	10.4
采掘	採掘	-2.1	60.5	33.5
原料	原料	0.9	25	15.4
加工	加工	-0.3	10.1	6.5
生活资料	消費資料	0.4	1	0.3
食品	食品	0.8	1.6	1.4
衣着	衣料品	0.4	1.2	-0.3
一般日用品	一般的な日用品	0.4	1.4	0.4
耐用消费品	耐久消費財	-0.2	0.1	-0.7
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	1	17.4	10.7
燃料动力类	燃料動力類	3.5	43.8	19.1
黑色金属材料类	黒金属材料	-2.3	19.4	20.9
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0	24.7	21.1
化工原料类	化学原料類	1.9	25.1	14.6
木材及纸浆类	木材及びパルプ	0.5	7.6	5.4
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	2.2	14.8	4.8
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	0	5.1	3.2
农副产品类	農業副産物	1.8	3.6	4.6
纺织原料类	紡織原材料類	1.5	9.8	4.6
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-4.9	88.8	43
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	6.5	68.5	38
黑色金属矿采选业	黒金属鉱物採鉱業	-6.3	9.5	34.4
有色金属矿采选业	非鉄金属鉱物採鉱業	0.3	13.1	13.2
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	1.1	6.4	2.8
农副食品加工业	農業の食品加工業	1.4	3.4	4.1
食品制造业	食品製造業	0.9	3.5	1.6
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0.1	1	1.6
烟草制品业	タバコ製品業	0.1	0.6	0.5
纺织业	紡績業	1.2	9.2	3.7
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0.4	1.1	-0.2
木材加工和木、竹、藤、藤、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	0.6	3.7	1.2
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	1.3	6.6	4.8
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	0.3	1.6	0.4
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	1.7	53.1	27.4
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	0.7	29.6	18.7
医药制造业	医薬品の製造	0.4	0.1	-0.5
化学纤维制造业	化学繊維製造業	0.4	24.6	15.9
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	0.7	6.3	3
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	1.8	13.2	3.1
黑色金属冶炼和压延加工业	黒金属精錬と圧延加工業	-4.8	31	29.2
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金属を製錬すると圧延加工業	-1.2	26.5	23
金属制品业	金属製品業	0.1	10.1	6.5
通用设备制造业	汎用設備製造業	0	2.8	1.3
汽车制造业	自動車製造業	0.2	0.2	-0.4
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	0.3	1.7	0.6
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.2	1.7	-0.3
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	1.9	2.4	-0.3
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	4.1	10.9	4.4
水的生产和供应业	水の生産や供給業	-0.1	1.3	1.1

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



会計・税務情報

上海市における電子発票の全面デジタル化を試行へ



税金徴収管理のデジタル化を全面的に推進し、徴収管理コストを軽減するため、国家税務総局の同意を得て、上海市で全面デジタル化された電子発票(以下、全電発票という)の試行が行われることを決定しました。2021年11月30日に、国家税務総局上海市税務局が「全面デジタル化の電子発票の試行開始に関する公告」(国家税務総局上海市税務局公告2021年第3号)を公布しました。本公告は2021年12月1日から施行され、関連事項は以下の通りです。

1. 試行の対象となる納税者の範囲は国家税務総局上海市税務局によって定められ、発票受領者の範囲は試行の進捗に応じて段階的に全市範囲に拡大される。電子発票サービスプラットフォームの登録アドレスは以下である。

<https://etax.shanghai.chinatax.gov.cn>

2. 上海市全電発票は上海市税務局が監製し、既存の紙の発票とその法的効力、基本用途等は同様である。
3. 全電発票の発票コードは20桁である。そのうち、左から1～2桁目は西暦年度を表し、3～4桁目は上海市行政区域のコード、5桁目は全電発票の発行ルートなどの情報、6～20桁目は順番のコードを表す。
4. 試行納税者は実名検証を受けた後、税控専用設備を使用する必要がなく、発票の票種査定も行う必要がなく、電子発票サービスプラットフォームを通じて発票を発行することができる。
5. 税務機関は試行納税者が毎月発行できる発票の合計金額に対し、限度額が設けられている。税務機関は試行納税者のリスク程度、納税信用等级、実際の経営状況などの要素を判断したうえで、試行納税者の初期の発票発行可能総額を設定する。
6. 全電発票は、電子発票サービスプラットフォームを通じて自動的に交付することが可能で、または電子メール、QRコード等の方式で送付することも可能となる。
7. 全電発票の情報は、電子発票サービスプラットフォーム、または全国増値税発票検査プラットフォームを通じて確認・検証することができる。

また、本公告は仕入税額控除と輸出税金還付、赤字全電発票の発行などの事項についても明確に規定された。

本公告の原文については下記上海市税務局のウェブサイトをご参考ください。

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfwk/swzsgl/202111/t461197.html>

※添付資料:全電発票のフォーマット(上海)

动态 二维码		电子发票(普通发票)				发票号码:	
		国家税务总局 上海市税务局				开票日期:	
购买方信息	名称: 统一社会信用代码/纳税人识别号:			销售方信息	名称: 统一社会信用代码/纳税人识别号:		
	项目名称	规格型号	单位		数量	单价	金额
合 计							
价税合计(大写)				(小写)			
备注							
开票人:							



企業会計準則第 14 号-収益(改訂)について 第 15 回 表示

前月号では、新収益基準の第 5 章の「特定取引の会計処理、返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払」を取り上げました。今月号は、第 6 章の「報告」を取り上げます。

第 6 章は、第 41 条と第 42 条の 2 つの条項があります。そこで今月号では、第 41 条を解説します。

1. 「新収益基準第 41 条」の条文内容

「41 条:企業は、企業の履行義務と顧客の支払義務との関係に基づいて、貸借対照表に契約資産または契約負債を表示しなければならない。また企業が顧客から対価を受け取る無条件の(すなわち、時間の経過のみに依存する)権利は、債権として表示しなければならない。契約資産とは、企業が顧客に移転した物品の対価を受け取る権利であって、ただし時間の経過以外の要因に左右されるものである。例えば、企業が顧客に明確に区別できる 2 つの財を販売し、企業が一方の財を引き渡したために支払を受ける権利を有しているが、その支払の受領が他方の財の引渡しにも依存している場合には、企業はこの支払を受ける権利を契約資産として処理しなければならない。契約負債とは、顧客に移転する義務の対価を、企業が対価を受領している、或いは受領可能な場合の義務をさす。例えば、約束した商品の譲渡前に企業が受け取った顧客からの支払いなどが該当する。企業は、契約資産の減損を評価し、当該減損の測定、並びに表示及び開示については、企業会計準則第 22 号「金融商品の認識及び測定」、及び企業会計準則第 37 号「金融商品の表示」に従って、行わなければならない。」となっています。

2. 解説

企業が契約に基づく履行義務を履行した場合、または顧客が契約に基づく契約対価を支払った場合、企業は、履行義務と顧客の支払との関係に応じて、契約資産または契約負債を貸借対照表に表示しなければなりません。企業が顧客から対価を受け取る無条件の(すなわち、時間の経過のみに依存する)権利は、債権として別に表示しなければなりません。

企業が顧客に物品を譲渡する前に、顧客が契約上の対価を支払った場合、または企業が契約上の対価を受け取る無条件の権利を取得した場合、企業は、顧客による実際の支払いと支払期日のいずれか早い方で、受取額または受取債権の金額を契約上の負債として表示しなければなりません。

例えば、企業が製造した製品を顧客に販売するというキャンセル不可の契約を顧客と締結し、契約開始日に企業が顧客から契約価格 1,000 元を受け取り、2 ヶ月後に関連製品が顧客に引き渡される場合、この場合、企業は 1,000 元を契約上の負債として処理しなければなりません。逆に、顧客が契約上の対価を実際に支払う前、またはその対価が支払期日に達する前に、企業が顧客に物品を移転した場合、移転した物品の結果として対価を受け取る権利は、債権を除き、契約資産として表示する必要があります。

企業が契約上の対価の全部または一部を将来的に返還することが求められる場合があります(例:売上返還条項付き契約における対価を受け取る契約上の権利)、その違いは、債権が契約上の対価を受け取る無条件の権利を表していること、すなわち、企業は時間の経過によってのみそれを受け取ることになるのに対し、契約資産は対応する契約上の対価を受け取る無条件の権利ではなく、時間の経過に加えて他の条件(例:契約上の他の履行義務の履行)を条件としていることにあります。したがって、契約資産と債権のリスクは異なり、債権は信用リスクのみを負っているのに対し、契約資産は信用リスクに加えて履行リスクなどの他のリスクを負っている場合があります。つぎに例題を用いて解説します。

例:2021年3月1日、甲社は顧客との間で、AとBの2つの商品を契約価格2,000円で販売する契約を締結しました。この契約では、商品Aを契約開始日に、商品Bを1ヵ月後に納品し、商品Aと商品Bの両方が完全に納品された場合にのみ、甲社は契約対価である2,000人民元を受け取ることができると定められています。この場合、商品Aと商品Bが2つの履行義務があり、納品時に顧客に支配権が移り、商品Aと商品Bに配分される取引価格はそれぞれ400ドルと1,600ドルとすると仮定した場合、この取引の仕訳は、次のようになります。

(1) 商品Aの移転時:

借:契約資産	400
貸:主營業務収入	400

(2) 商品Bの移転時:

借:売掛金	2,000
貸:契約資産	400
主營業務収入	1,600

また契約資産と契約負債は、貸借対照表で別々に表示する必要があります。同一の契約に基づく契約資産と契約負債がある場合は純額で表示し、異なる契約に基づく契約資産と契約負債は互いに相殺してはなりません。

来月号では、第6章の続きを取り上げます。

一時性賞与の優遇措置が2023年まで延長されました！

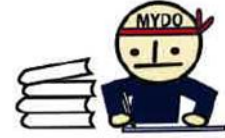
2021年12月29日に、李克強首相は国務院常務会議を主催し、年末賞与の税制優遇措置を2年間延長することを決定しました。

背景としては、年末賞与の優遇措置は、「個人所得税法改定後の関連優遇政策に関する問題の通知」の中で、2021年12月31日までの時限措置とされていました。一次性賞与の優遇措置の内容は、「国家税務総局の個人が享受できる年一次性賞与等の個人所得税の申告方法に関する問題の通知」で定められており、賞与収入をその年の納税年度の総合所得に算入せずに、当該賞与収入を12で割った金額をもって、総合所得の税率表の中の該当する税率及び速算控除をもって、賞与収入に対する個人所得税を算定する、というものであります。賞与収入を12で割った金額の適用税率となるのが、この優遇政策のメリットであります。

この優遇措置の期限が近づくにつれ、特にコロナ禍の発生や景気の下降圧力が強まっている中で、この優遇措置に代わる同等の税制優遇措置がないのであれば、廃止を見送るべきだという声が高まっていたので、今回の同措置の2年間の延長につながったものと思われます。

中国農業大学の会計学准教授の葛長殷氏によれば、「一次性賞与をなくすことは、労働者階級という大きな集団の税負担を増やすだけでなく、貧富の差をさらに広げることになる。本当に高所得の集団の収入源は労働所得ではないのだから、今の時期に一次性賞与をなくすことは適切ではない」とコメントしていました。





「データ域外移転安全評価弁法(意見募集稿)」の概説

1. はじめに

データ域外移転(中国語:出境)の安全管理と評価については、「サイバーセキュリティ法」(中国語:网络安全法)の施行以来、データコンプライアンス領域における重要な課題となりつつあったところ、データ域外移転に関し、国家インターネット情報弁公室(以下、「国家網信弁」という)が10月29日に「データ域外移転安全評価弁法(意見募集稿)」(以下、「弁法」という)を公布し、社会に対する意見募集を正式に行った。

この「弁法」制定の根拠となる上位法は「サイバーセキュリティ法」、「データ安全法」(中国語:数据安全法)及び「個人情報保護法」が挙げられる。「弁法」が正式に公布・施行されれば、中国のデータ域外移転の安全管理において重要な意義と位置づけを有するゆえ、本稿では、「弁法」の規定の理解と適用のほか、相応のコンプライアンスにおける役割について概説するものとした。

2. 「弁法」適用の対象と範囲

「弁法」2条は、「データ取扱者が中華人民共和国域内での運営において収集し及び生成した重要データ及び法により安全評価を行わなければならない個人情報を域外に提供するときは、この弁法の規定に従って安全評価を行わなければならない。法律、行政法规に別に定めがあるときは、その規定による」と定めている。

この規定について、「弁法」の「適用対象」、「適用範囲」などの面から以下のように解説する。

(1) 適用対象

適用対象(すなわちデータ域外移転安全評価を行わなければならない行為又は業務の主体である「データ取扱者」)について、「弁法」は、「データ取扱者」が域内の関連するデータを域外に提供する場合に安全評価を行うことを要求している。

詳しく説明すると、「サイバーセキュリティ法」37条は、重要情報インフラ運営者に対し、個人情報及び重要データを域外に移転する場合には安全評価を行わなければならないことを初めて法律上明確に要求した。

「データ安全法」31条は、「サイバーセキュリティ法」37条に定める重要情報インフラ運営者が域外移転を行う際の安全評価の要求を引き継ぐと同時に、データ域外移転安全評価の法的義務を負う主体をさらに拡張しており、すなわち「それ以外のデータ取扱者が中華人民共和国域内での運営において収集し及び生成した重要データの域外移転安全管理弁法は、国家ネット情報部門が国务院の関連部門と共同して制定する」ものとした。

これに続き、「個人情報保護法」38条及び40条も、「個人情報の取扱いが国家ネット情報部門の定める数量に達した個人情報取扱者」においては個人情報の域外提供を行うにあたり国家ネット情報部門の安全評価に合格しなければならないとの法定義務を定めた。こうして、「サイバーセキュリティ法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」の各規定により、データ域外移転時に安全評価を受ける「データ取扱者」の義務に関する「弁法」の要求に対し、全面的に整備された上位法の基礎が提供された。しかし、「データ安全法」は「データ取扱者」の概念を法律的に定義していないため、「個人情報保護法」に定める「個人情報取扱者」の定義を援用し又は参考とすることができるか否か、さらなる明確な解釈が必要となる。

(2) 適用範囲

「域外」については、中国国内の法律法規(典型的なものとして「出入国管理法」(中国語:出境入境管理法))及び規範文書の通常の解釈では法域外を意味することから、特殊な説明がない限り、「域外」とは一般に、中国の法域外及び中国の香港・マカオ・台湾地区の法域を含むと解される。それゆえ、その他の国又は地域、中国の香港・マカオ・台湾地区に重要データ及び個人情報を提供するデータ取扱者は、「弁法」に定める相応の条件を満たす場合、主管部門に対して自発的にデータ域外移転安全評価の申請をしなければならない。

3. データ域外移転安全評価申請の要件と手続

(1) データ域外移転安全評価の申請が必要となる状況

まず、データ取扱者がデータを域外に提供するにあたり、そのすべての場合において国家ネット情報部門の安全評価への合格が求められるわけではない。これまでは、関連主管部門の域外移転安全評価への合格を要する事情に

ついて定めた規定が「サイバーセキュリティ法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」に散在していたが、「弁法」4 条の規定により統合された。総じて、データ域外移転安全評価の申請が求められる要件については、データ取扱者が「特定の身分」を有するか否か、域外移転がなされるデータに「機微性及び規模」に関する特定の事情が存するか否か、その他国家ネット情報部門が定める事情が存するか否かがその判断に際しての重要な要素となる。下表をご覧ください。

判断における重要な要素	対応する要件
①データ取扱者の「特定の身分」	a)「重要情報インフラ運営者」との認定。
	b)個人情報取扱者であって、取り扱った個人情報 が 100 万人分及びそれ以上に到達。
②域外移転データの「機微性及び規模」	c)域外移転データが重要データを含む。
	d)累計で 10 万人分以上を越える個人情報又は 1 万人分以上を越える機微個人情報を域外に移転。
③その他規定に基づく状況	e)その他国家ネット情報部門が定める状況。

以下、それぞれの状況について具体的に検討する。

状況①:「重要情報インフラ運営者が収集し及び生成した個人情報及び重要データ」の域外移転

この状況は、「サイバーセキュリティ法」37 条に由来する。コンプライアンスを重視する慎重な立場からすると、関連する主管部門により「重要情報インフラ運営者」と認定されたデータ取扱者においては、個人情報及び重要データを域外に移転する前に、安全評価の申請を行うことが提案される。

状況②:重要データを含むデータの域外移転

「データ安全法」によると、一般に「経済社会の発展における重要性の程度」、「その改竄、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用がなされた場合に国の安全、公共の利益又は個人、組織の合法的な権利・利益に及ぶ危害の程度」などの観点からデータの分類分級が行われる。これに基づき、各地区、各部門は、その地区、部門及び関連する業種、領域の重要データの具体的な目録を確定する。目録に掲げられた重要データについては、「弁法」に基づいてデータの域外移転安全評価申請の義務を厳格に履行しなければならない。

状況③:個人情報の取扱いが 100 万人分に達した個人情報取扱者による個人情報の域外移転

状況④:累計で 10 万人分以上を超える個人情報又は 1 万人分以上を超える機微個人情報の域外移転

これら 2 つの状況が主に定めているのは、個人情報(機微個人情報を含む)域外移転安全評価の申告をしなければならない要件であり、「個人情報保護法」40 条に由来する。状況④における「以上」は、一般に「10 万人」及び「1 万人」の本数を含み、それぞれ 10 万人及び 1 万人規模に達する個人情報及び機微個人情報の域外移転を行うためには、安全評価の申請をしなければならないことを意味する。関連企業の一般的な実務について、個人情報取扱者自身はユーザーのデータを把握し、これらのデータの域外移転活動の業務のニーズも存在することを踏まえると、状況③及び④の要件は比較的多く見受けられると思われ、それゆえ、これらの企業にとって安全評価申請は必須であることを意味する。また、評価自体の手続を行う場合、さらに高いコストが生じることから、データの現地化は、長期的な観点からみれば検討せざるを得ないものと考えられる。

(2) データ域外移転安全評価における重点的な評価事項と内容

「弁法」の関連条項は、データ域外移転安全評価の重点的な評価事項と審査の要点をさらに詳細に定めた。

まず、立法方針とリスク予防から、「弁法」8 条は、「データ域外移転安全評価においては、データ域外移転活動が国の安全、公共の利益、個人又は組織の合法的な権利・利益にもたらすリスクを重点的に評価する」ことを表明し、7 つの具体的な事項を定めた(①データ越境移転の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性。②域外の受取人の所在国又は地域のデータ安全保護政策法令及びネットワーク安全環境がデータ域外移転の安全に与える影響。域外の受取人のデータ保護水準が中華人民共和国の法律、行政法規の規定及び強制国家基準の要求に達しているか否か。③域外に移転するデータの数量、範囲、種類、機微の程度のほか、域外移転中及び域外移転後における漏洩、改竄、紛失、破壊、移転又は不法取得、不法利用等のリスク。④データの安全及び個人情報の権利・利益が十分かつ有効に保障されるか否か。⑤データ取扱者と域外の受取人との間で締結された契約においてデータの安全保

護に関する十分な責任義務が定められているか否か。⑥中国の法律、行政法規、部門規則の遵守に関する状況。⑦其他国家ネット情報部門が評価を要するものと認めた事。)。例えば、データ域外移転の合法性、正当性及び必要性については、法律法規の明文による禁止命令に属するか否か、中国政府が他の国・地域と締結したデータ域外移転に関する条約、協定に適合するか否かが評価され、個人情報の越境移転を行う場合については、情報主体の個別同意を取得したか否か、正常な業務活動に従事するため必要か否か(域外にデータを提供する確実な必要性の有無)が評価される。

また、データ域外移転安全評価においては、データ移転者が域外移転を行う理由、移転の方法及びデータの範囲のみならず、域外のデータ受取人の所在国又は地域の政治的・法的環境、域外のデータ受取人の環境においてデータ安全事件、データ漏洩などの不良な結果が発生する可能性にも着目しなければならない。

さらに、「弁法」は関連条項において、域外移転安全評価申請の基本的な手続を明確化するとともに、手続規定に基づいて、データ取扱者の申請に発生しうる結果(手続的な結果及び実体的な結果)についても細かに定めている。

4. データ域外移転リスクの自己評価

特定要件下における関連主管部門へのデータ域外移転安全評価の申請と異なり、「弁法」5条によると、データ取扱者においては、データ域外提供の前にデータ域外移転リスクの自己評価を行うことが法定義務とされている。「弁法」は、データ域外移転リスクの自己評価において次の事項を重点的に評価することを明確に求めている。

- (1) データの域外移転及び域外の受取人によるデータ取扱いの目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- (2) 域外に移転するデータの数量、範囲、種類、機微性の程度のほか、データの域外移転により国の安全、公共の利益、個人又は組織の合法的権利・利益にもたらされうるリスク
- (3) データ取扱者のデータ移転段階における管理及び技術措置、能力等がデータの漏洩、毀損等のリスクを防止しうるか否か
- (4) 域外の受取人が負担する責任義務を承諾し、責任義務を履行する管理・技術措置、能力等がデータ域外移転の安全を保障しうるか否か
- (5) データの域外移転及び再移転後の漏洩、毀損、改竄、濫用等のリスク、個人が個人情報の権利・利益を守る手段が円滑か否かなど
- (6) 域外の受取人と締結したデータ域外移転関連契約に十分なデータ安全保護の責任義務が定められているか否か

関連主管部門が執行するデータ域外移転安全評価と比較して、重視される事項とリスクは基本的に一致している。それゆえ、データ取扱者内部のデータ域外移転リスクの自己評価は評価の要求、基準を低下させておらず、必要な評価事項も過度には減らしていないと解される。日常業務においてデータの域外移転と関わる企業は、関連する法律法規の要求を厳格に遵守し、データ域外移転安全管理制度を社内に確立することが重要なコンプライアンスの任務となる。

5. 「弁法」違反に関する法的責任

「弁法」17条は、データ取扱者がデータ域外移転安全評価制度に違反した場合における法的責任を強調した。具体的に、「弁法」の規定に違反すると「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」などの法律法規の規定に基づいて処理され、犯罪が成立するときは、法に基づいて刑事責任が追及される。

なお、法的責任に関する条項は、これら3つの主要な法律に限られず、特定の事情下では、「消費者権利利益保護法」、「治安管理処罰法」、「刑法」、関連行政法規(例えば「重要情報インフラ保護条例」など)の適用も考えられる。

6. おわりに

中国のネットワークの安全、データの安全及び個人情報保護の仕組みは、現在、その基礎が整備され、「弁法」など一連の関連法令及び規正文書の今後の公布・施行に備え、データ取扱者は、関連するコンプライアンス措置の実行の準備を積極的に行い、データ取扱いにおける各段階のコンプライアンスリスクの防止に着目するとともに、技術の発展と監督管理によりもたらされる新たな要求にも関心を寄せる必要がある。

特別連載読み物



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第78回 :「部下が上司に、いつもいつも、“どうしましょ？” “どうしましょ？”・・・と答えを求めます！
そしてその都度、上司のあなたが、“ああしましょ？” “こうしましょ？”
・・・と、懸命に答えを出している！？
これでは、上司のあなたは、じつは、“部下の部下” ！？ 」

これも、どこの会社にも、良くある風景ではないでしょうか？

“へぼ社員” 君は、与えられたテーマに対して、さほど考えもせず、ちょっと困ったり、考えが壁にぶち当たったりすると、即、“どうしましょ？” “どうしましょ？”・・・と、上司を頼ってきます。

その時、上司のあなたは、得意げに、“ホイ！、ホイ！”・・・と、部下に手を差し伸べるのです。

また、“へぼ社員”君は、提示した案を、上司からダメだしされたときに、つぎの改訂案を、じっくり再考もしないまま、新たな試案も持たずに、さっさと、“どうしましょ？” “どうしましょ？”・・・と、上司におすがりしていきます。

そんな時、“へぼ上司” は、部下に代わって、“あゝ、そうか？！” “あゝ、そうか？！”・・・と、「頼られる素晴らしい上司像」をもって、一生懸命答えを自ら考え、いつの間にか、部下の仕事をしっかりやり遂げます！ そしてその間、部下はあぐらをかいて、居眠りしています???

これでは、「上司が、“部下の部下！”」。まさに“本末転倒！！”

これでは、上司が部下の仕事をやりながら、上司の給料をもらっていることになりますよね。会社としては、“踏んだり、蹴ったり！”

いつの間にか、会社自体が、“へぼ会社！” になりかねません。

お互いに、十分気を付けましょう。

新年早々、ちょっと厳しいお話しでしたでしょうか？

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>